

第3 政策効果の把握の結果

1 児童虐待の発生予防

(要旨)

- ① 児童虐待の発生状況をみると、児童相談所における虐待対応件数は平成 12 年度の 1 万 7,725 件から 22 年度は 5 万 5,154 件（宮城県、福島県及び仙台市の件数を除いたもの）に、市町村におけるものは、市町村における虐待対応件数の把握が開始された 19 年度の 4 万 9,895 件から 21 年度は 5 万 6,606 件にそれぞれ増加し続けている。特に、児童相談所における虐待対応件数は、平成 21 年度の 4 万 3,062 件（同年度の 4 万 4,211 件から宮城県、福島県及び仙台市の件数を除いたもの）から 22 年度は 5 万 5,154 件（対前年度比 28.1%増）に急増している。

このように虐待対応件数が増加している要因について、当省の意識等調査結果や、当省が開催した有識者研究会での意見を踏まえると、潜在していたものが顕在化していることに加え、児童虐待自体も増加していることがあると考えられる。

- ② 関係府省は、児童虐待の発生予防のみを目的とするものではないが、児童虐待の発生予防にも資する取組として、次のようなものを行っている。

厚生労働省は、育児の孤立化を防止し、児童虐待の発生予防にも資する取組として、i) 生後 4 か月を迎えるまでの乳児（満 1 歳に満たない者）のいる全ての家庭を訪問する乳児家庭全戸訪問事業、ii) 同事業等により養育支援が特に必要と判断される家庭を訪問する養育支援訪問事業、iii) 乳児又は幼児（満 1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者）及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設する地域子育て支援拠点事業の各事業を、いずれも市町村を実施主体として実施している。

また、文部科学省は、家庭の教育力の向上を図り、児童虐待の発生予防にも資する取組として、地域の子育て経験者等が学校等と連携して家庭や企業を訪問して支援を行う訪問型家庭教育相談体制充実事業を、市町村等を実施主体として実施していた（平成 21 年度をもって廃止）。

このほか、法務省は、子どもの人権を含む各種啓発活動を実施している。

- ③ これらの取組のうち、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の 2 事業について、前者の対象が原則として生後 4 か月を迎えるまでの乳児のいる家庭であることを踏まえ、両事業の実施状況と 0 歳から 3 歳未満の児童の虐待対応

件数（注）の増減状況を分析した。その結果、平成 21 年度に両事業を実施していない 53 市町村では、虐待対応件数が減少しているもの（13 市町村 24.5%）より増加しているもの（16 市町村 30.2%）が多いのに対し、同年度から両事業を実施した 20 市町村では、虐待対応件数が増加しているもの（6 市町村 30.0%）より減少しているもの（9 市町村 45.0%）が多かった。

（注）福祉行政報告例では、虐待対応件数を「0～3歳未満」、「3～学齢前」という年齢区分で集計しているため、本分析においては、生後 4 か月までの乳児が含まれる「0～3歳未満」の虐待対応件数を用いた。

平成 20 年度における両事業の実施状況と虐待対応件数の増減状況について同様の分析をした結果でも、同様の傾向がみられた。

また、当省の意識等調査結果では、乳児家庭全戸訪問事業について児童福祉司の 97.7%及び市町村担当者の 98.2%が、養育支援訪問事業について児童福祉司の 70.3%及び市町村担当者の 89.4%が「知っており、今後も引き続き取り組むべきであると思う」と回答している。

以上のことから、両事業には、3歳未満の児童虐待の発生予防に係る取組としての有効性は認められる。

しかし、平成 22 年 7 月 1 日現在で、全国 1,750 市町村のうち、両事業を実施しているものは 1,001 市町村（57.2%）にとどまっている。

また、全戸を訪問するとされている乳児家庭全戸訪問事業については、当省が訪問率を把握することができた 656 市町村中 81 市町村（12.3%）において訪問率が 80%未満となっていた。

一方、両事業を平成 21 年度から実施した 20 市町村における 3歳から 18歳未満の児童の虐待対応件数をみると、これらの児童は乳児家庭全戸訪問事業の訪問対象ではないこともあり、減少しているところ（5 市町村（25.0%））よりも増加しているところ（12 市町村（60.0%））が多くみられたことから、両事業の実施のみでは、虐待対応件数の大幅な減少は見込めず、児童虐待の発生予防対策としては不十分であると考えられる。

- ④ なお、地域子育て支援拠点事業、訪問型家庭教育相談体制充実事業及び子どもの人権を含む各種啓発活動については、児童虐待の発生予防の取組としての明確な効果を把握することができなかった。
- ⑤ また、前述①のとおり、虐待対応件数が毎年度増加し続けていることについては、児童虐待自体が増加しているという側面と、潜在していたものが顕在化

している側面が考えられるが、児童虐待の発生を予防できているかという観点で虐待対応件数の増加について考えた場合、潜在していた児童虐待が顕在化しているという側面についても、児童虐待自体が発生しているということに変わりではなく、更なる発生予防対策が必要であると考えられる。

- ⑥ 当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、児童虐待による死亡事例は乳児（その中でも生後間もない時期）が多くを占めていることを受け、平成 23 年 7 月、通知（注）を发出し、妊娠・出産・育児期における保健・医療・福祉の連携体制の整備や妊娠等に関する相談窓口の整備等について、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区に要請している。

（注）「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成 23 年 7 月 27 日雇児総発 0727 第 4 号・雇児母発 0727 第 3 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長及び母子保健課長通知）及び「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」（平成 23 年 7 月 27 日雇児総発 0727 第 1 号・雇児福発 0727 第 1 号・雇児母発 0727 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長及び母子保健課長通知）

(1) 制度の概要

厚生労働省は、育児の孤立化や育児不安を防止し、児童虐待の発生予防にも資する取組として、i) 乳児家庭全戸訪問事業、ii) 養育支援訪問事業及びiii) 地域子育て支援拠点事業の各事業を、いずれも市町村を実施主体として実施している。各事業の内容は以下のとおりである。

i) 乳児家庭全戸訪問事業は、子育ての孤立化を防ぐために、原則として生後 4 か月を迎えるまでの乳児のいる全ての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスが受けられるようにするなど、広く一般を対象とした子育て支援事業であり、平成 19 年度から実施されてきた。その後、平成 21 年 4 月から施行された改正児童福祉法により、新たに、法律上の事業と位置付けられ、その際、市町村にこれを実施する努力義務が課せられた。

ii) 養育支援訪問事業は、乳児家庭全戸訪問事業の実施結果等により、養育支援が特に必要であると認められた家庭に対し、保健師・助産師・保育士等が訪問して、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保することを目的とする事業であり、平成 16 年度から実施されてきた。平成 21 年 4 月からは、乳児家庭全戸訪問事業と同様、法律上の事業となり、市町村にこれを実施する努力義務が課せられた。

iii) 地域子育て支援拠点事業は、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うことにより、子育ての不安感等を緩和し、児童の健やかな育ちを促進することを目的とする事業である。平成 21 年 4 月からは、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業と同様、法律上の事業となり、市町村にこれを実施する努力義務が課せられた。

また、文部科学省は、家庭の教育力の向上を図り、児童虐待の発生予防にも資する取組として、地域の子育て経験者等で構成する訪問型家庭教育支援チームが学校等との連携により家庭や企業を訪問して、親が児童に対して行うしつけなどの家庭教育に関する情報や学習機会の提供、相談対応などの支援を行う訪問型家庭教育相談体制充実事業を、市町村や市町村教育委員会等を実施主体として実施していた（平成 21 年度からの新規事業であるが、同年をもって廃止）。

このほか、法務省は、児童虐待の発生予防にも資する取組として、人権啓発に係るシンポジウム、講演会等を開催するなどして、子どもの人権を含む各種啓発活動を実施している。

(2) 把握する内容及び手法

乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業は、育児の孤立化防止を目的としており、児童福祉法上、全ての市町村に実施の努力義務が課せられていることから、児童虐待の発生予防に寄与するものであると考えられる。特に、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業は、市町村の保健師等が家庭を訪問して積極的に働き掛ける事業であることから、その寄与度は一層大きいと考えられる。

一方、訪問型家庭教育相談体制充実事業は、家庭の教育力の向上を図ることを目的としており、実施を希望する市町村等を国が支援するものであることから、児童虐待の発生予防への寄与度は、育児の孤立化防止を目的とした上記 3 事業より小さいと考えられる。

そこで、本政策評価では、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を中心に、育児の孤立化防止が図られれば児童虐待の発生が抑えられるかとの観点から、これらの事業の実施による虐待対応件数の増減状況を把握・分析した。

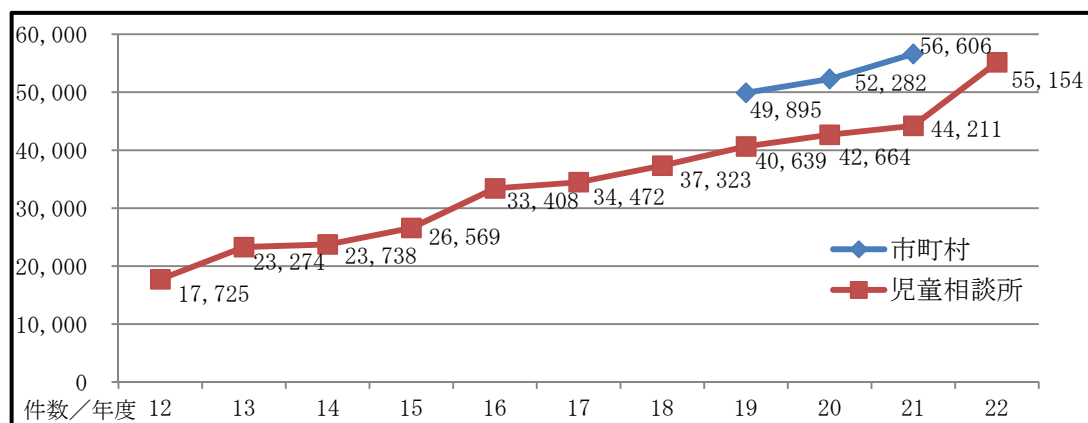
なお、子どもの人権を含む各種啓発活動については、適当な指標がなかったために効果の測定ができず、発生予防における効果は把握できなかった。

(3) 把握結果

ア 児童虐待の発生状況

児童相談所及び市町村における虐待対応件数をみると、図表3-(1)-①のとおり、児童相談所では、児童虐待防止法が制定された平成12年度の1万7,725件から22年度は5万5,154件（宮城県、福島県及び仙台市は、東日本大震災の影響で集計ができなかったため、これらの件数を除いたもの）に、市町村では、市町村における虐待対応件数の把握が開始された19年度の4万9,895件から21年度は5万6,606件にそれぞれ増加し続けている。特に、児童相談所における虐待対応件数は、平成21年度の4万3,062件（同年度の4万4,211件から宮城県、福島県及び仙台市の件数を除いたもの）から22年度は5万5,154件（対前年度比28.1%増）に急増している。

図表3-(1)-① 児童相談所及び市町村における虐待対応件数の推移



(注) 1 福祉行政報告例（厚生労働省）に基づき当省が作成した。

2 平成22年度は、宮城県、福島県及び仙台市の件数を除いたものである。

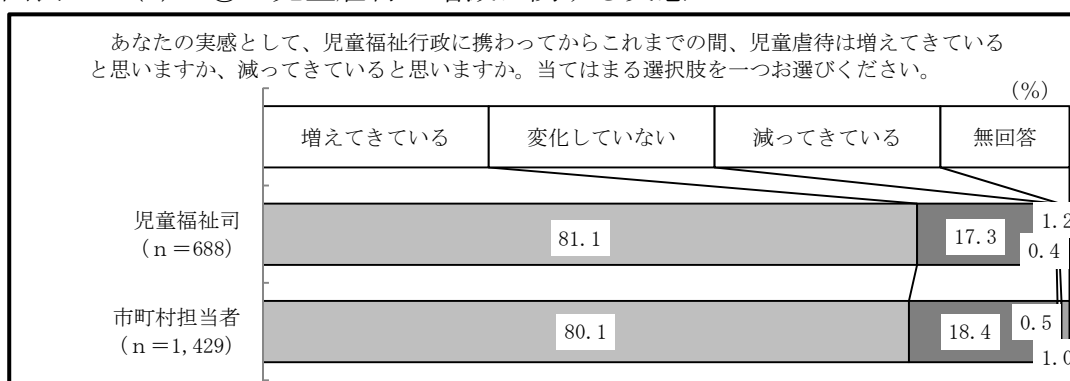
このように虐待対応件数が増加している要因については、

- i) 当省の意識等調査結果において、図表3-(1)-②のとおり、児童福祉司の81.1%及び市町村担当者の80.1%が児童虐待は「増えてきている」とし、その理由として、図表3-(1)-③のとおり、「児童虐待に対する関係者、近隣住民等の認知度・理解度が上昇したため、児童虐待の通告が増えているから」とするものが、児童福祉司の回答では50.9%と最も多く、市町村担当者の回答でも31.0%と二番目に多くなっており、関係者等において虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに児童相談所等へ通告するという意識が高くなっている面があると考えられること
- ii) 当省の意識等調査結果において、図表3-(1)-②のとおり、児童福祉司の81.1%及び市町村担当者の80.1%が児童虐待は「増えてきている」とし、その理由として、図表3-(1)-③のとおり、「児童虐待の発生要因

が増えたため、児童虐待を行う保護者が増えているから」とするものが、市町村担当者の回答では57.8%と最も多く、児童福祉司の回答でも40.3%と二番目に多くなっており、児童虐待自体が増えている面があると考えられること

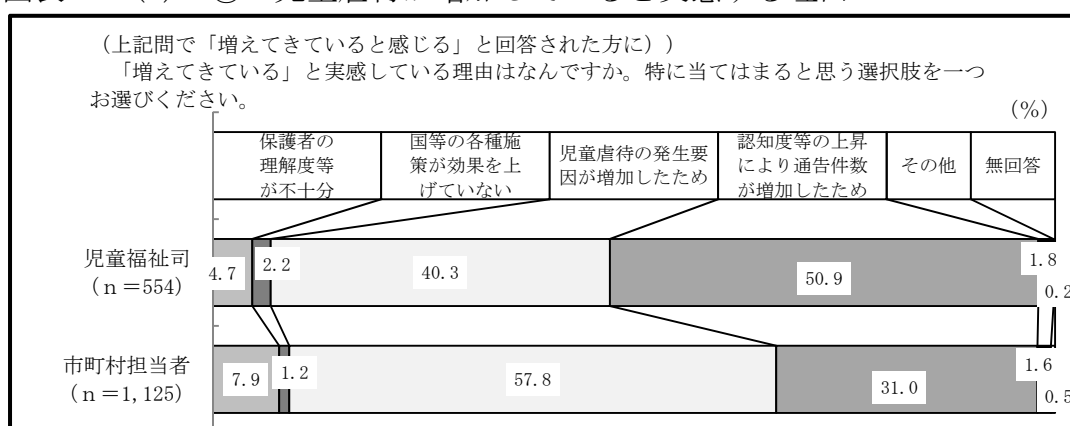
- iii) 当省が開催した有識者研究会においても、親の孤立が進み、イライラしている親が増えているとのアンケート調査結果があることや、小・中学校の教員から被虐待児童が増えているとの意見が聞かれることなどから、通告するという意識が高くなっていることに加え、実証データはないものの、実感として児童虐待自体も増えているとの意見があったことから、関係者、近隣住民等の認知度・理解度の上昇によって、潜在していたものが顕在化していることに加え、児童虐待自体も増加していることの両方の側面があるものと捉えることができる。

図表 3 - (1) - ② 児童虐待の増減に関する実感



(注) 当省の意識等調査結果による。

図表 3 - (1) - ③ 児童虐待が増加していると実感する理由



(注) 1 当省の意識等調査結果による。

2 割合については、四捨五入による表記のため、合計が100にならない場合がある。

なお、子ども虐待対応の手引き（平成 11 年 3 月 29 日児企第 11 号厚生省児童家庭局企画課長通知）において、図表 3－(1)－④のとおり、児童虐待の発生要因が示されており、保健・医療・福祉等の関係者が予防的な支援を行うに当たっては、それらの要因を持ち、養育支援を必要としている家庭であるかどうかを判断し、早期に支援につなげることが大切であるとされている。

図表 3－(1)－④ 児童虐待に至るおそれのある要因（リスク要因）

1	保護者側のリスク要因	等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠そのものを受容することが困難（望まぬ妊娠、若年の妊娠） ・ 被虐待経験 ・ 育児に対する不安やストレス（保護者が未熟等） 	
2	子ども側のリスク要因	等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳児期の子ども ・ 未熟児 ・ 障害児 	
3	養育環境のリスク要因	等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未婚を含む単身家庭、内縁者や同居人がいる家庭、子連れの再婚家庭 ・ 親族や地域社会から孤立した家庭 ・ 生計者の失業や転職の繰り返し等で経済不安のある家庭 	

（注）子ども虐待対応の手引きに基づき当省が作成した。

イ 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業

調査した 26 都道府県内の 1,076 市町村において、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業及び訪問型家庭教育相談体制充実事業の 4 事業全てを平成 20 年度又は 21 年度から実施したところはなかったため、発生予防に係る 4 事業をまとめて、事業実施による虐待対応件数の増減状況を分析することはできなかった。

また、4 事業のうち最も寄与度が小さいと考えられる訪問型家庭教育相談体制充実事業を除き、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業の 3 事業全てを平成 20 年度から実施した市町村はなく、3 事業をまとめて分析することもできず、さらに、21 年度から 3 事業全てを実施した市町村も 1 市町村のみであることから、有意な分析はできなかった。

そこで、4 事業のうち、児童虐待の発生予防に大きく寄与すると考えられる乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の 2 事業について、地域子育て支援拠点事業の影響を考慮した上で検証する必要があると考え、平成 20 年度及び 21 年度において、地域子育て支援拠点事業を実施しておらず、2 事業を 21 年度から実施した市町村を確認したが、該当する市町村数は 5 と

少なく、有意な分析はできなかつたため、20年度及び21年度において、地域子育て支援拠点事業を実施している市町村について分析した。その結果、図表3-(1)-⑤のとおり、平成21年度に両事業を実施していない53市町村では、虐待対応件数が減少しているもの(13市町村24.5%)より増加しているもの(16市町村30.2%)が多いのに対し、同年度から両事業を実施した20市町村では、虐待対応件数が増加しているもの(6市町村30.0%)より減少しているもの(9市町村45.0%)が多かつた。

なお、本分析に当たっては、乳児家庭全戸訪問事業の対象が原則として生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭であることを踏まえ、福祉行政報告例で把握している被虐待者の年齢別にみた虐待対応件数のうち、0歳から3歳未満の児童のものを用いて分析を行った。

図表3-(1)-⑤ 平成21年度における各事業の実施状況と市町村の虐待対応件数の増減(20年度と21年度を比較)

(単位:市町村、%)

区 分	増加	変化なし	減少	計
21年度から両事業を実施	6 (30.0)	5 (25.0)	9 (45.0)	20 (100)
21年度現在で両事業を未実施	16 (30.2)	24 (45.3)	13 (24.5)	53 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 虐待対応件数は、市町村で対応したもののうち、被虐待児の年齢が0歳から3歳未満のものを用いて分析した。
 3 地域子育て支援拠点事業を平成20年度から21年度にかけて引き続き実施している市町村について分析した。
 4 ()内は全体に占める割合である。

平成20年度における両事業の実施状況と虐待対応件数の増減状況について同様の分析をした結果でも、図表3-(1)-⑥のとおり、同様の傾向がみられた。

図表 3 - (1) - ⑥ 平成 20 年度における各事業の実施状況と市町村の虐待対応件数の増減 (19 年度と 20 年度を比較)

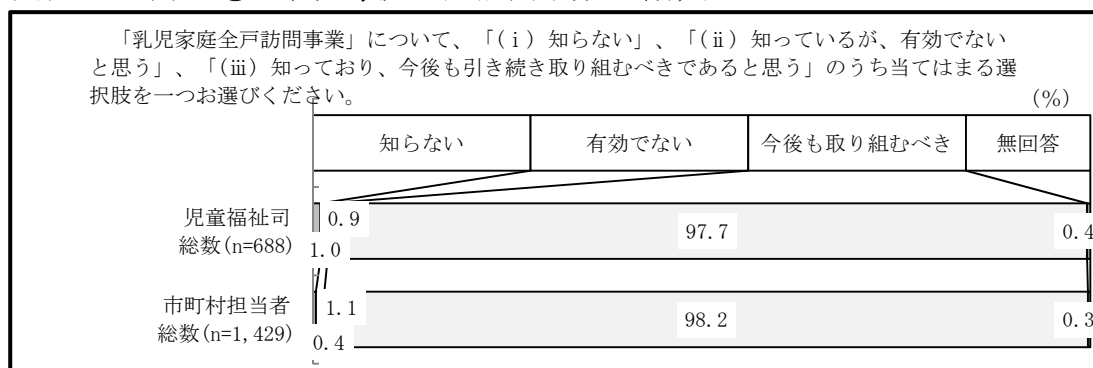
(単位：市町村、%)

区 分	増加	変化なし	減少	計
20 年度から両事業を実施	2 (16.7)	2 (16.7)	8 (66.7)	12 (100)
20 年度現在で両事業を未実施	30 (34.9)	29 (33.7)	27 (31.4)	86 (100)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 虐待対応件数は、市町村で対応したもののうち、被虐待児の年齢が 0 歳から 3 歳未満のものを用いて分析した。
 3 地域子育て支援拠点事業を平成 19 年度から 20 年度にかけて引き続き実施している市町村について分析した。
 4 ()内は全体に占める割合である。割合については、四捨五入による表記のため、合計が 100 にならない場合がある。

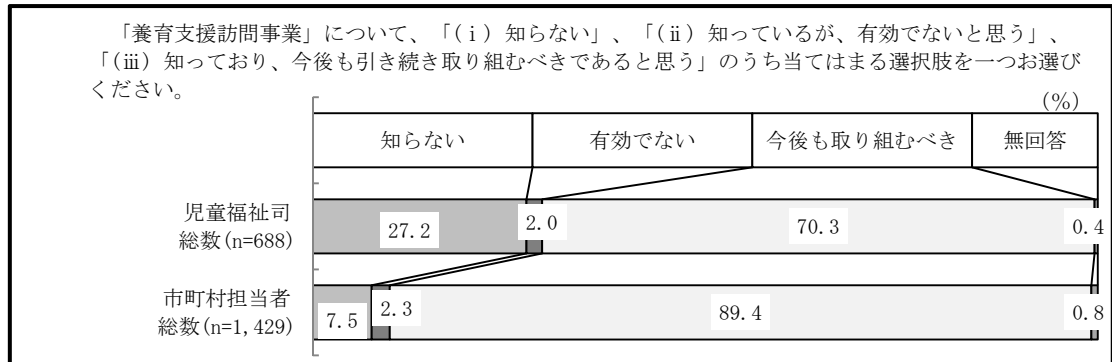
また、当省の意識等調査結果では、図表 3 - (1) - ⑦のとおり、乳児家庭全戸訪問事業について児童福祉司の 97.7%及び市町村担当者の 98.2%が、図表 3 - (1) - ⑧のとおり、養育支援訪問事業について児童福祉司の 70.3%及び市町村担当者の 89.4%が「知っており、今後も引き続き取り組むべきであると思う」と回答している。

図表 3 - (1) - ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業の有効性



(注) 当省の意識等調査結果による。

図表 3 - (1) - ⑧ 養育支援訪問事業の有効性



(注) 1 当省の意識等調査結果による。

2 割合については、四捨五入による表記のため、合計が 100 にならない場合がある。

以上のことから、両事業には、3歳未満の児童虐待の発生予防に係る取組としての有効性は認められる。

しかし、両事業の実施状況をみると、平成 22 年 7 月 1 日現在で、全国 1,750 市町村のうち、乳児家庭全戸訪問事業を実施しているものは 1,561 市町村 (89.2%)、養育支援訪問事業を実施しているものは 1,041 市町村 (59.5%) であり、これらの事業を実施していない市町村がみられた。その中には、これらの事業を平成 21 年 7 月 1 日現在では実施していたにもかかわらず 22 年 7 月 1 日現在では実施を取りやめた市町村が、乳児家庭全戸訪問事業で 32 市町村、養育支援訪問事業で 92 市町村みられた。

なお、子ども・子育てビジョンでは、平成 26 年度までに、乳児家庭全戸訪問事業については「全市町村で実施」を、養育支援訪問事業については「全市町村での実施を目指す」を目標としている。

図表 3 - (1) - ⑨ 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施率の推移

(単位：%)

区 分	平成 19 年度	20 年度	21 年 7 月 1 日	22 年 7 月 1 日
乳児家庭全戸訪問事業	58.2	72.2	84.1	89.2
養育支援訪問事業	42.9	45.3	55.4	59.5

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

また、当省の意識等調査結果では、上記の図表 3 - (1) - ⑦及び 3 - (1) - ⑧のとおり、児童福祉法で市町村に実施の努力義務が課せられている両事業

について、市町村担当者のうち、乳児家庭全戸訪問事業については0.4%（有効回答 1,429 市町村中 57 市町村）、養育支援訪問事業については7.5%（同 107 市町村）が事業を「知らない」と回答している。

平成 22 年 7 月 1 日現在で、全国 1,750 市町村のうち、両事業を実施しているものは、図表 3－(1)－⑩のとおり、1,001 市町村（57.2%）にとどまっており、560 市町村（32.0%）では乳児家庭全戸訪問事業は実施していてもその継続支援としての養育支援訪問事業が行われていない。

図表 3－(1)－⑩ 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の実施状況
（平成 22 年 7 月 1 日現在）

（単位：市町村、%）

区 分		養育支援訪問事業		計
		実施	未実施	
乳児家庭全戸 訪問事業	実施	1,001 (57.2)	560 (32.0)	1,561 (89.2)
	未実施	40 (2.3)	149 (8.5)	189 (10.8)
計		1,041 (59.5)	709 (40.5)	1,750 (100)

（注）厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

さらに、全戸を訪問するとされている乳児家庭全戸訪問事業の訪問率については、当省の調査で把握することができた 656 市町村をみると、図表 3－(1)－⑪のとおり、81 市町村（12.3%）において訪問率が 80%未満となっていた。

図表 3－(1)－⑪ 乳児家庭全戸訪問事業の訪問率（平成 21 年度）

（単位：市町村、%）

訪問率	30%台	40%台	50%台	60%台	70%台	80%台	90%台	100%	計
市町村数 (割合)	2 (0.3)	4 (0.6)	14 (2.1)	22 (3.4)	39 (5.9)	128 (19.5)	251 (38.3)	196 (29.9)	656 (100)
			81 (12.3)						

（注）1 当省の調査結果による。

2 ()内は全体に占める割合である。

3 訪問率は、家庭訪問数／対象全家庭数で計算した。

厚生労働省は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業を実施していない市町村に対し、様々な機会を通じて実施を促していくことが必要であるとして、市町村が事業を進める上での参考となるよう、工夫された取組を紹介

介した「乳児家庭全戸訪問事業等の取組を推進するための事例集」を作成し、平成 22 年 12 月 22 日に公表している。

一方、前述の図表 3-(1)-⑤のとおり、0 歳から 3 歳未満の児童の虐待対応件数をみると、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の両事業を平成 21 年度から実施した市町村では虐待対応件数が減少しているところが多いが、3 歳から 18 歳未満の児童の虐待対応件数をみると、これらの年齢の児童は乳児家庭全戸訪問事業の訪問対象ではないこともあり、図表 3-(1)-⑫のとおり、増加しているところが多くみられたことから、両事業の実施のみでは、虐待対応件数の大幅な減少は見込めず、児童虐待の発生予防対策としては不十分であると考えられる。

図表 3-(1)-⑫ 平成 21 年度から両事業を実施した 20 市町村における虐待対応件数の増減（20 年度と 21 年度を比較）

（単位：市町村、％）

区 分	増加	変化なし	減少	計
0～3 歳未満児童の虐待対応件数	6(30.0)	5(25.0)	9(45.0)	20(100)
3～18 歳未満児童の虐待対応件数	12(60.0)	3(15.0)	5(25.0)	20(100)
3～学齢前児童の虐待対応件数	10(50.0)	3(15.0)	7(35.0)	20(100)
就学後の児童の虐待対応件数	11(55.0)	3(15.0)	6(30.0)	20(100)

（注）1 当省の調査結果による。

2 地域子育て支援拠点事業を平成 20 年度から 21 年度にかけて引き続き実施している市町村について分析した。

ウ 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業の全国の実施状況は、図表 3-(1)-⑬のとおり、実施箇所数は毎年度増加傾向にある。

なお、子ども・子育てビジョンでは、平成 26 年度までに地域子育て支援拠点を 1 万か所（市町村単独分を含む。）整備することを目標としている。

図表 3-(1)-⑬ 地域子育て支援拠点事業の実施箇所数の推移

（単位：箇所）

区 分	平成 19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
実施箇所数	4,409	4,889	5,199	5,521

（注）1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

2 本表の実施箇所数は、国庫補助交付決定ベースのものである。

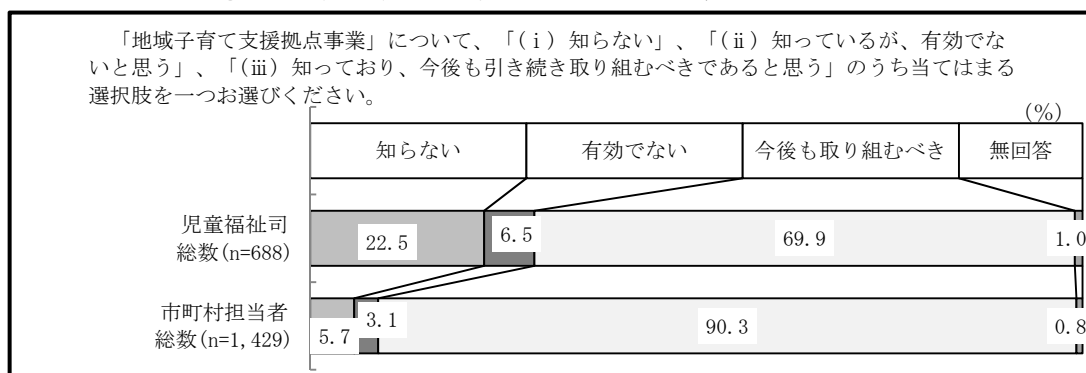
地域子育て支援拠点事業の実施による虐待対応件数の増減状況について、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の両事業の影響を考慮した上

で検証する必要があると考え、まず、平成 20 年度及び 21 年度において、両事業のいずれも実施しておらず、地域子育て支援拠点事業を 21 年度から実施した市町村を確認したが、該当する市町村数は 2 と少なく、有意な分析はできなかった。

また、平成 20 年度及び 21 年度において、両事業のいずれも実施している市町村や、いずれかを実施している市町村のうち、地域子育て支援拠点事業を 21 年度から実施した市町村を確認したが、該当する市町村数は、最大でも 3、最小では 0 であり、いずれも該当する市町村数が少なく、有意な分析はできなかった。

なお、当省の意識等調査結果では、地域子育て支援拠点事業については、図表 3 - (1) - ⑮のとおり、児童福祉司の 69.9%、市町村担当者の 90.3%が「知っており、今後も引き続き取り組むべきであると思う」と回答している。

図表 3 - (1) - ⑮ 地域子育て支援拠点事業の有効性



- (注) 1 当省の意識等調査結果による。
2 割合については、四捨五入による表記のため、合計が 100 にならない場合がある。

エ 訪問型家庭教育相談体制充実事業

訪問型家庭教育相談体制充実事業は平成 21 年度からの新規事業であり、同年度は全国 108 市町村等で実施されていた。そのうち、当省の調査対象 26 都道府県内で実施していることを把握できた市町村は 63 市町村であった。これらの市町村について、児童虐待の発生予防に係る厚生労働省の 3 事業（乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業。以下同じ。）の影響を考慮した上で、訪問型家庭教育相談体制充実事業の効果を検証する必要があると考え、以下の分析を行った。

まず、平成 20 年度及び 21 年度において、3 事業をいずれも実施していない市町村を確認したが、3 事業はいずれも児童福祉法で実施の努力義務が市

町村に課せられていることもあり、該当する市町村は1市町村のみであったため、有意な分析はできなかった。

次に、平成20年度及び21年度において、3事業のうち、1事業のみを実施している市町村や2事業を実施している市町村を確認したが、該当する市町村数は、最大でも7、最小では0であり、いずれも該当する市町村数が少なく、有意な分析はできなかった。

さらに、平成20年度及び21年度において、3事業全てを実施している市町村を確認したところ、該当する市町村は14市町村であり、これらの市町村について、訪問型家庭教育相談体制充実事業を実施すると、市町村で対応した虐待対応件数が減少するかを分析した。その結果、本事業は、家庭の教育力の向上を主たる目的とした事業であることもあって、特段の傾向はみられず、虐待対応件数が増加したところが6市町村(42.9%)、変化していないところが3市町村(21.4%)、減少したところが5市町村(35.7%)であり、虐待対応件数が増加しているところと減少しているところがほぼ同数であるなど、児童虐待の発生予防の取組としては、明確な効果を把握することはできなかった。

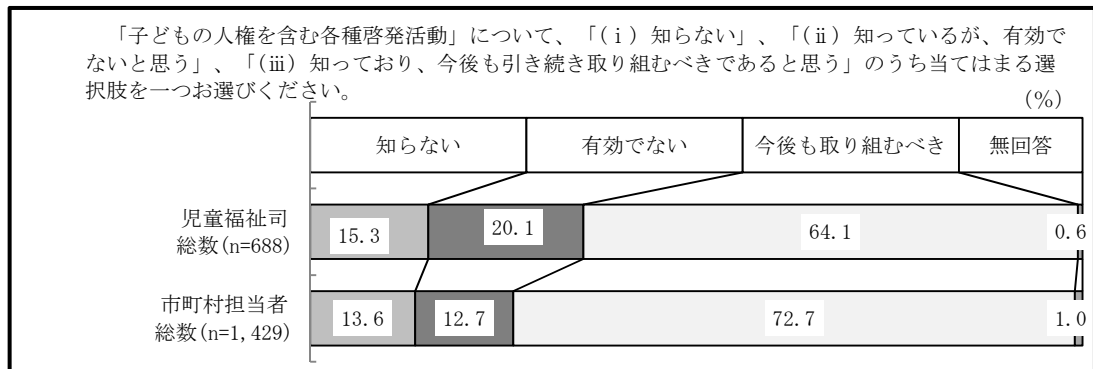
なお、同事業は、乳児家庭全戸訪問事業や地域子育て支援拠点事業とは異なり、対象児童を年齢別に限定してないことから、福祉行政報告例で把握している虐待対応件数を年齢別に用いた分析は行っていない。

オ 子どもの人権を含む各種啓発活動

法務省では、毎年12月4日から10日までの一週間を人権週間と定め、全国各地におけるシンポジウム、講演会、座談会、映画会等の開催や、テレビ・ラジオなど各種マスメディアを利用した集中的な啓発活動を行うとともに、市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の人権啓発活動を総合的に実施する人権啓発フェスティバルを平成9年度から開催(平成22年度は盛岡市及び大阪市)するなどして、子どもの人権を含む各種啓発活動を実施している。

これらの啓発活動に関しては、児童虐待の発生予防にどれだけの効果があったかを測る適切な指標がなく、その測定はできなかったが、当省の意識等調査結果では、図表3-(1)-⑯のとおり、児童福祉司の64.1%、市町村担当者の72.7%が「知っており、今後も引き続き取り組むべきであると思う」と回答している。

図表 3 - (1) - ⑯ 子どもの人権を含む各種啓発活動の有効性



(注) 1 当省の意識等調査結果による。

2 割合については、四捨五入による表記のため、合計が 100 にならない場合がある。

以上のとおり、児童虐待の発生予防に係る取組として、厚生労働省では、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業を、文部科学省では、訪問型家庭教育相談体制充実事業（平成 21 年度をもって廃止）を、法務省は子どもの人権を含む各種啓発活動をそれぞれ実施しているが、中でも児童虐待の発生予防に大きく寄与すると考えられる乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業の 2 事業について、3 歳未満の児童虐待に対する有効性は認められるが、両事業を実施していない市町村や、全戸を訪問するとされている乳児家庭全戸訪問事業を実施していても訪問率が低調な市町村がみられた。

また、前述のとおり、両事業の実施のみでは児童虐待の発生予防対策としては不十分であると考えられることに加え、虐待対応件数が毎年度増加し続けていることについては、児童虐待自体が増加しているという側面と、潜在していたものが顕在化している側面が考えられるが、児童虐待の発生を予防できているかという観点で虐待対応件数の増加について考えた場合、潜在していた児童虐待が顕在化しているという側面についても、児童虐待自体が発生していることに変わりはなく、更なる発生予防対策が必要であると考えられる。

当省の政策評価の途上で、厚生労働省は、児童虐待による死亡事例は乳児（中でも生後間もない時期）が多くを占めていることを受け、平成 23 年 7 月、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」及び「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」を発出し、妊娠・出産・育児期における保健・医療・福祉の連携体制の整備や妊娠等に関する相談窓口の整備等について、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区に要請している。